

徳島市景観形成基準チェックリスト（工作物（屋外広告物を除く））

【新町橋通り周辺】

- ・「適用」欄は、当該基準の適用の有・無について、該当するものに○印を付けてください。
- ・「景観形成基準」欄は、適合状況について、該当する□に☑印または■印を付けてください。
- ・「※備考」欄は、記入しないでください。

	項目	適用	景観形成基準		※備考
			□届出対象（1）	□届出対象（2）	
基本事項	共通事項	有・無	□景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。		
		有・無	□中心市街地にある一方で、身近に眉山や新町川の自然を感じさせる都市空間として賑わいとやすらぎのある場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。		
			具体的な配慮または工夫の内容		
B 工作物	配置 高さ・規模	有・無	□主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。		
			具体的な配慮または工夫の内容		
	意匠・形態	有・無	□著しく周辺景観と不調和となる意匠・形態はさける。		
			具体的な配慮または工夫の内容		
	色彩	有・無	□著しく周辺景観や眉山への眺望景観と不調和となる色彩はさける。 色調 [マンセル値：]		
			具体的な配慮または工夫の内容		
	材 料	有・無	□周辺景観と調和した材料の使用に努める。		
有・無		□良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理が容易な材料の使用に努める。 使用材料 []			
		具体的な配慮または工夫の内容			
アーケード	有・無	□新設・改修する場合は、徳島の玄関口にふさわしいグレード、デザインを兼ね備えたものにする。			
景観形成のために特に配慮した事項があれば記入してください。					